

**改正**

平成18年4月26日告示第14号

平成19年3月19日告示第15号

平成28年2月17日告示第8号

平成29年1月24日告示第3号

錦江町浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、生活排水による公共水域の水質汚濁を防止するため、錦江町が交付する浄化槽設置整備事業補助金の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する浄化槽をいう。
- (2) 専用住宅 主に居住の用に供する建物又は延べ床面積の2分の1以上を住居の用に供する建物で、事業活動に伴って生じる汚濁水を排水しない建物をいう。

(補助金の交付対象者)

**第3条** 町長は、専用住宅に浄化槽を設置する者に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 前項の規定にかかわらず、次に該当する者に対しては、補助金を交付しない。

- (1) 法第5条第1項による設置の届出の審査又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項による確認を受けずに、浄化槽を設置する者
- (2) 専用住宅を借りている者で賃貸人の承諾が得られないもの
- (3) 国、県及び町の施設並びにこれらに準ずる施設で浄化槽を設置する者
- (4) 町税等（町民税、軽自動車税、固定資産税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育所運営費費用徴収金、幼稚園保育料、学校給食費、住宅使用料、水道使用料、農業集落排水使用料、町畜産振興資金貸付金及び町奨学資金貸付金をいう。）を世帯全員が滞納してないこと。

(補助金額)

**第4条** 補助金の交付の対象となる経費は、浄化槽の設置に要する費用とし、補助金の額は、別表の左欄に掲げる人槽区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

(補助金交付申請)

**第5条** 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ、補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 浄化槽設置届出書の写し又は建築確認通知書の写し
- (2) 専用住宅を借りている者は、賃貸人の承諾書
- (3) 工事費見積書の写し
- (4) 浄化槽設置整備事業における国庫補助指針に係る登録証の写し
- (5) 登録浄化槽管理票(C票)
- (6) 浄化槽機能保証に係る保証登録証(市町村用)
- (7) 浄化槽設備士免状の写し又は特別講習会修了書の写し
- (8) その他町長が必要と認める書類

(交付の決定及び通知書類)

**第6条** 町長は、前条の補助金交付申請書の提出があったときは、速やかに、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 町長は、必要があると認めるときは、前項の決定に条件を付することができる。

3 町長は、第1項の規定により、補助金を交付することを決定した者に対しては補助金交付決定通知書(様式第2号)により、交付しないことを決定した者に対しては補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、それぞれ通知する。

(変更承認申請書)

**第7条** 前条第3項の規定により補助金交付決定の通知を受けた者(以下「補助対象者」という。)は、補助金交付決定通知書を受けた後、補助金の交付申請内容を変更する場合又は補助事業を中止若しくは廃止しようとする場合は、変更承認申請書(様式第4号)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となったときは、町長に報告してその指示を受けなければならない。

(実績報告)

**第8条** 補助対象者は、補助金に係る事業が完了したときは、1か月以内又は当該年度に属する3月31日のいずれか早い日までに、実績報告書(様式第5号)に次の書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 浄化槽工事完了報告書
- (2) 工事費請求書又は領収書の写し
- (3) 施工写真
- (4) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務提携委託契約書の写し(補助対象者が自ら当該浄化槽の保守点検または清掃を行う場合にあつては、自ら行うことができることを証する書類)
- (5) 浄化槽法定検査依頼書の写し
- (6) 浄化槽法第7条に基づく水質検査の検査手数料支払証明書

(補助金の確定)

**第9条** 町長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、補助金の成果が補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付確定通知書(様式第6号)により、速やかに、補助対象者に通知する。

(補助金の請求)

**第10条** 前条の通知を受けた補助対象者が補助金を請求しようとするときは、補助金交付請求書(様式第7号)に定める請求書に町長が必要と認める書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

**第11条** 町長は、前条の規定により、補助金の交付の請求を受けたときは、補助金を交付するものとする。

(補助金交付決定の取消し)

**第12条** 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金交付の条件に違反したとき。
- (4) この要綱の規定に違反したとき。

(補助金の返還)

**第13条** 町長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(現場確認)

**第14条** 町長は、補助事業を適正に執行するため、浄化槽の設置工事の状況を施工の現場において確認するものとする。

(その他)

**第15条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成17年3月22日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の大根占町小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱（平成2年大根占町告示第9号）又は田代町小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱（平成3年田代町告示第17号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成18年4月26日告示第14号）

この告示は、平成18年4月26日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則（平成19年3月19日告示第15号）

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成28年2月17日告示第8号）

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成28年3月31までに申請のあった浄化槽設置申請については、なお従前の例による。

附 則（平成29年1月24日告示第3号）

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成29年3月31までに申請のあった浄化槽設置申請については、なお従前の例による。

別表（第4条関係）

補助金額の算定

人槽区分	補助金額（円）	
	町内業者の施工	町外業者の施工
5人槽	432,000	382,000
	(532,000)	(482,000)
6人槽	514,000	464,000
7人槽	(614,000)	(564,000)
8人槽	648,000	598,000
9人槽		
10人槽	(748,000)	(698,000)

（ ）は、単独処理浄化槽を撤去して合併処理浄化槽に入れ替える場合の補助金額

様式第1号（第5条関係）

補助金交付申請書

錦江町長 様

年 月 日

申請者 住所  
氏名 ㊦  
電話

浄化槽を設置したいので、錦江町浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり、補助金の交付を申請します。

記

- |   |           |   |            |         |
|---|-----------|---|------------|---------|
| 1 | 設置場所の地名番地 | 錦江町   | 番地         |         |
| 2 | 種類        | 1 国土交通大臣型式認定浄化槽<br>製造業者名<br>処理方法<br>人槽（人槽）  | 2 その他      |         |
| 3 | 交付申請額     | 金 円   |            |         |
| 4 | 住宅の形態     | 1 個人住宅  | 2 集合住宅（世帯） |         |
| 5 | 住宅の種類     | 1 一般住宅（延床面積 m <sup>2</sup> ）<br>2 店舗等併用住宅（居住部分の延床面積 m <sup>2</sup> ）<br>（その他の面積）<br>（店舗の種類） |            |         |
| 6 | 工事着手予定年月日 | 年 月 日   |            |         |
| 7 | 工事完了予定年月日 | 年 月 日   |            |         |
| 8 | 放流先       | 1 河川  | 2 道路側溝     | 3 その他（） |

（添付書類）

- 1 浄化槽設置届出書の写し又は建築確認通知書の写し
- 2 専用住宅を借りている者は、賃貸人の承諾書
- 3 工事費見積書の写し
- 4 浄化槽設置整備事業における国庫補助指針に係る登録証の写し
- 5 登録浄化槽管理票（C票）
- 6 浄化槽機能保証に係る保証登録証（市町村用）
- 7 浄化槽設備士免状の写し又は特別講習会修了書の写し
- 8 その他町長が必要と認める書類

様式第2号（第6条関係）

補助金交付決定通知書

第 号

年 月 日

様

錦江町長

印

年 月 日付けで申請のあった浄化槽設置整備事業の補助金については、下記により、交付の決定をしたので通知します。

記

- 1 交付金額 金 円  
2 交付条件

(1) 年 月 日までに補助事業を完了してください。ただし、やむを得ない理由により、補助事業を期日までに完了することができないときは、あらかじめ、町長に届け出て、その承認を受けてください。

(2) 承認事項

ア 次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ、町長に届け出て、その承認を受けてください。

(ア) 補助事業の内容を変更しようとするとき。

(イ) 補助事業を中止又は廃止しようとするとき。

イ 補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、その理由その他必要な事項を町長に報告し、その指示を受けてください。

(3) 状況報告

補助対象者は、補助事業の遂行の状況に関し、町長の要求があったときは、直ちに、町長に報告してください。

(4) 実績報告

補助対象者は、補助金に係る事業が完了したときは、速やかに、実績報告書を提出してください。

(5) 補助金の確定、通知

町長は、前号の規定により提出された実績報告書を審査し、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、通知します。

(6) 補助金の交付

補助金は、前号の規定による補助金の確定後、その金額を交付します。

様式第3号（第6条関係）

補助金不交付決定通知書

第 号  
年 月 日

様

錦江町長 印

年 月 日付で申請のあった浄化槽設置整備事業の補助金については、  
下記の理由で不交付と決定したので通知します。

記

(理由)

様式第4号（第7条関係）

変 更 承 認 申 請 書

年 月 日

錦江町長 様

補助対象者 住 所 錦江町

氏 名  ㊟

電 話 ( ) -

年 月 日付け第 号で補助金交付決定を受けた浄化槽設置整備  
事業の補助金について、申請内容を、下記のとおり、変更したいので申請します。

記

- 1 補助金申請内容の変更
- 2 補助事業の中止
- 3 補助事業の廃止

(理由)

様式第5号（第8条関係）

実 績 報 告 書

年 月 日

錦江町長 様

補助対象者 住 所 錦江町  
氏 名 印  
電 話 ( ) -

年 月 日付け第 号で補助金交付決定を受けた浄化槽設置整備事業が完了したので、下記のとおり、報告します。

記

- 1 補助金交付決定額 金 円
- 2 事業完了年月日 年 月 日

(添付書類)

- 1 浄化槽工事完了報告書
- 2 工事費請求書又は領収書の写し
- 3 施工写真
- 4 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務提携委託契約書の写し（補助対象者が自ら当該浄化槽の保守点検または清掃を行う場合にあっては、自ら行うことができることを証する書類）
- 5 浄化槽法定検査依頼書の写し
- 6 浄化槽法第7条に基づく水質検査の検査手数料支払証明書

様式第6号（第9条関係）

補助金交付確定通知書

第 号  
年 月 日

様

錦江町長 印

年 月 日付けで報告のあった浄化槽設置整備事業の補助金については、  
下記のとおり、その額を確定したので通知します。

記

金 円

様式第7号（第10条関係）

補助金交付請求書

年 月 日

錦江町長 様

補助対象者 住 所 錦江町

氏 名 ㊟

電 話 ( ) -

年 月 日付け第 号で額の確定のあった浄化槽設置整備事業補助金の交付を、下記のとおり、請求します。

記

請求金額 円